

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年三月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月十七日奈良県指令郡土第四二―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月二十五日郡土第六二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町二九〇七番一の一部、二九〇七番七及び三六八二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町二三〇四番地

山村サユ子